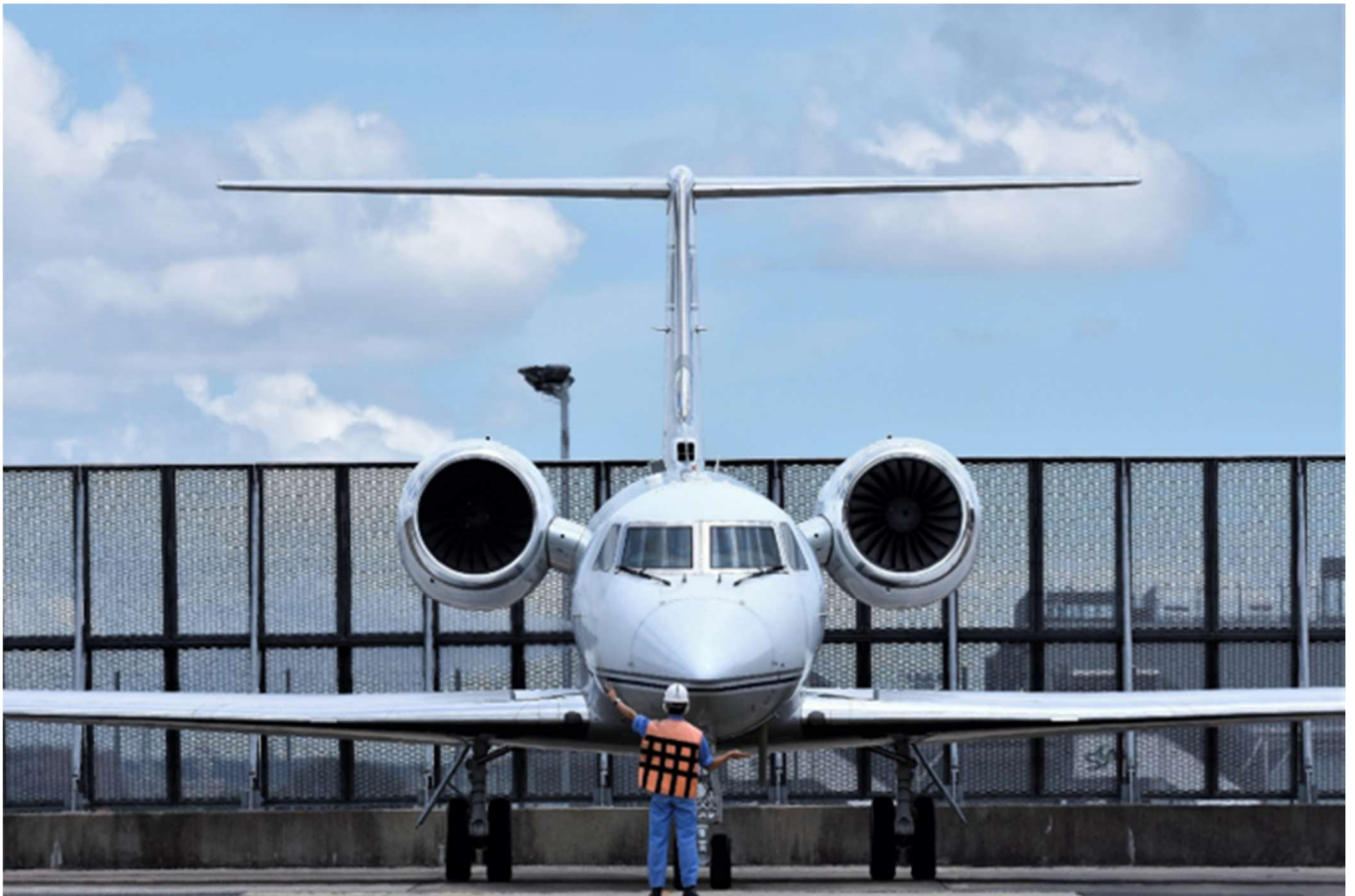


安全報告書

2025 年度



ダイヤモンドエアサービス株式会社

本報告書は、航空法第 111 条の 6 に基づき作成したものです。



無断掲載/流用を禁じます。

目 次

はじめに：2025 年度 安全報告書の発行にあたって

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - 2.1 安全管理体制
 - 2.2 日常運航の支援体制
 - 2.2.1 定期訓練及び審査の内容(航空機乗組員/整備従事者/運航管理担当者)
 - 2.2.2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制
 - 2.2.3 安全に関する教育・啓発活動等の取組み
 - 2.3 使用している航空機に関する情報
3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告
 - 3.1 航空事故・安全上のトラブル等の発生状況
 - 3.2 航空事故・安全上のトラブル等の概要及び対策
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置等
 - 4.1 国から受けた行政処分又は行政指導
 - 4.2 情報の伝達及び共有
 - 4.3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備え
 - 4.4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認
 - 4.5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理
 - 4.6 事業の実施及びその管理の改善
 - 4.7 2025 年度 安全目標の達成状況及び取組み状況
 - 4.8 2026 年度 安全目標の設定

2025 年度 安全報告書の発行にあたって

平素よりダイヤモンドエアサービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当社は「安全・安心な製品・サービスの提供を通じて社会に貢献する」という行動指針のもと、一つひとつの業務を誠実かつ確実に遂行しております。コンプライアンスの遵守はもちろん、自己研鑽や改革にも積極的に取り組み、日々の安全運航に努めております。

2025 年度は、飛行安全目標の達成に向けた改善活動を推進すると共に、新規プロジェクト立ち上げに伴う飛行安全リスクの管理を徹底し、リスクの低減に努めてまいりました。

その結果、航空事故や重大インシデントは一切発生せず、ステークホルダーの皆様からも安全運航への取り組みについて高い評価をいただいております。

当社は、お客様の多様なニーズに応えるべく、地表・大気観測、微小重力実験、探索、撮影事業などを展開しております。これらの事業は、科学技術の発展に寄与するだけでなく、防災や環境保全、インフラ整備といった社会基盤の向上にも大きく貢献しております。

今後も、長年培ってきた技術力を最大限に活かし、お客様のご要望に的確に応える運用を心がけると共に、高い安全性と品質を備えたサービスを提供してまいります。

引き続き、安全文化の浸透に努め、より良いサービスの提供を通じて、多くの皆様の信頼と安心にお応えできる組織であり続けることをお約束いたします。



2026 年 7 月
ダイヤモンドエアサービス株式会社

取締役社長 直塚 洋一

1.輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

安全管理に係る基本方針として、安全管理規程に以下の安全方針及び行動指針を定め、事業運営を行っています。

(1)安全方針

安全方針
『私達の最大の関心はお客様と従業員の安全であり、安全は会社の経営の基盤という信念を持っています。法令遵守等、コンプライアンスを常に意識して改善を継続することが安全のレベルアップに繋がると考えており、すべての従業員が安全に関する危険要素や懸念を積極的に報告することを奨励します。』

(2)行動指針(社是および飛行安全の理念)

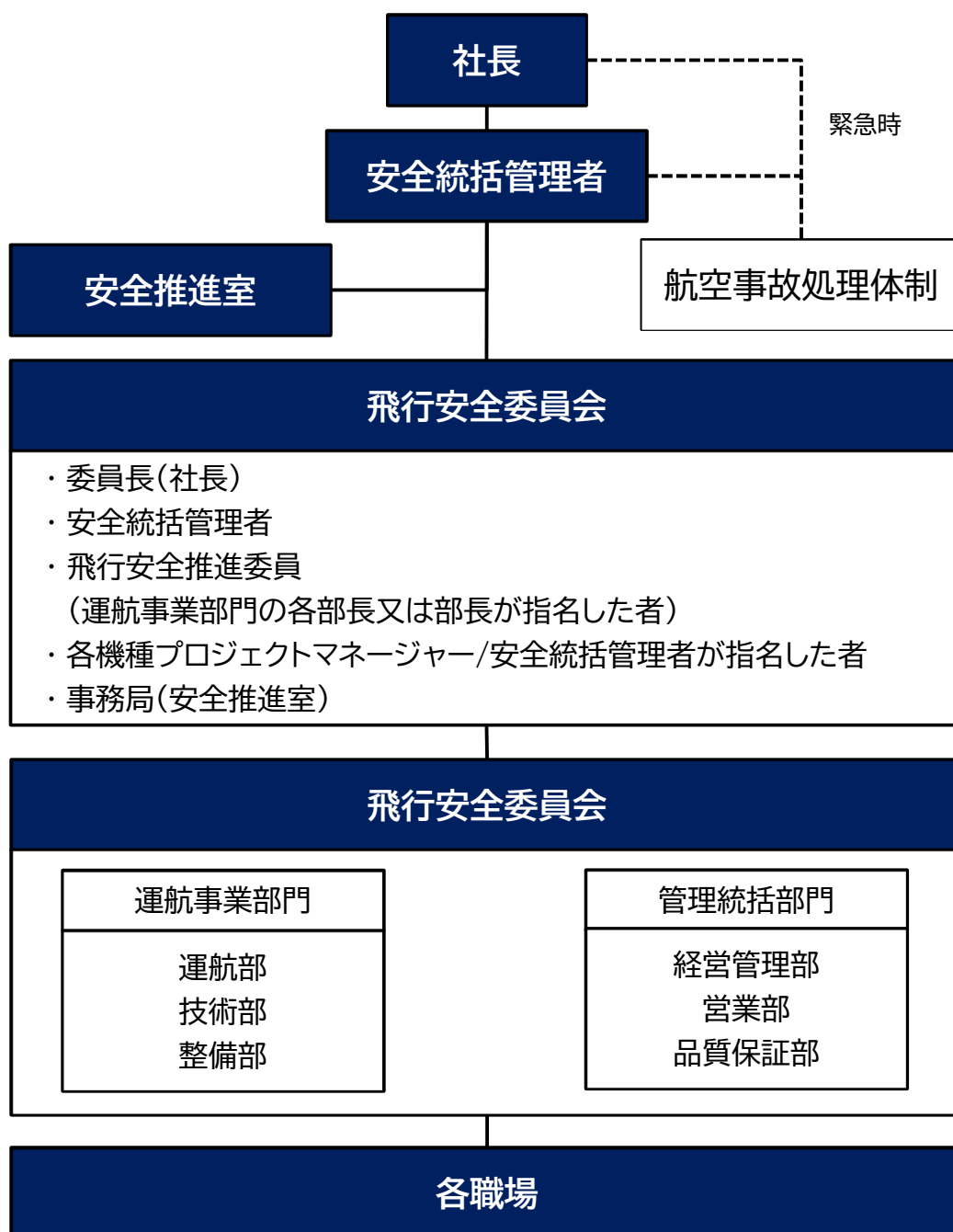
行動指針
会社のすべての役員・従業員は「社是」及び「飛行安全の理念」に従い行動する。 『社是』 一. お客様を第一とし、プロとしてサービスを提供する。 一. 飛行安全を至上の命題とし、自ら研鑽に励むと共に、チームとして相い協力し技術の進歩に努める。 一. 清新の気持ちで、新たな事業機会の創出に努力し、社業の発展に努める。 『飛行安全の理念』 (1)飛行安全は、一人ひとりが責務を果たすことで達成される。 (2)有らん限りの知識と経験を活用して、飛行安全を脅かす要因を事前に排除する。 (3)規律を遵守し、疑わしきは作業を停止する勇気を持つ事を誇りとする。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

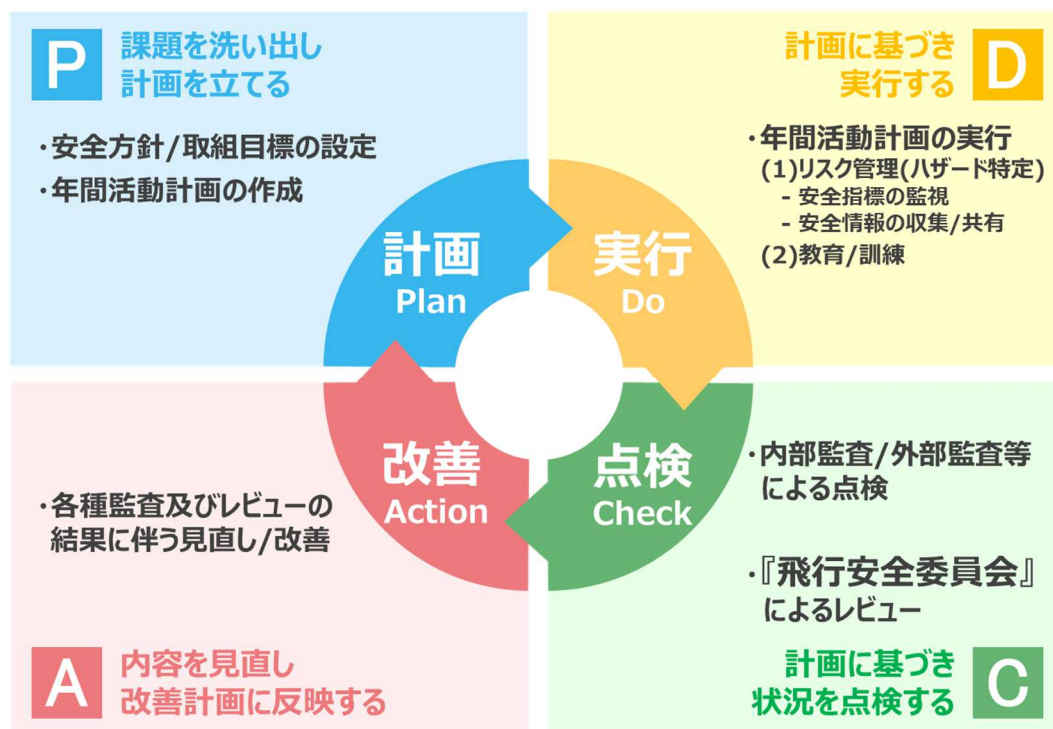
安全の確保に向けて、安全管理に係る以下の体制及び活動サイクルを構築し、継続的な改善を推進しています。

2.1 安全管理体制

(1) 安全管理体制の組織図



(2)安全管理の活動サイクル



(3)人員に関する情報(運航事業部門:2025 年度末現在)

(運航、整備に関する業務管理の委託は行っていません)

	運航部	技術部	整備部	合計
人数 ^{※1}	13 名	13 名	27 名	53 名

※1)兼務者は人数に含まない。

区分	人数	備考
航空機乗組員	7 名	
整備従事者	19 名	うち有資格整備士 18 名 ^{※2}
運航管理担当者	13 名	うち 7 名は航空機乗組員兼務

※2)一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士を指す。

(4)安全確保に関する組織の機能及び役割の概要

「経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務」

① 社長

当社の安全確保に係る最終責任者として、安全管理システムの構築および継続的な改善、並びに安全を最優先とする社内文化の醸成を推進いたします。また、安全統括管理者の報告を基に、安全推進に必要な経営資源の確保と配分を行うとともに、安全及び品質に関する基本方針の策定に努め、組織全体の信頼性向上を図ります。

② 安全統括管理者

SMS^{※3}を統括的に管理する責任と権限を有し、安全施策や安全投資などの重要な経営上の意思決定への関与や、安全に関する重要事項の社長への報告を行なう責務があり、航空法第103条の2及び航空法施行規則第212条の5に基づき、重要な経営判断に直接関与できる取締役の中から選任し、社長が指名します。

※3) Safety Management System:安全管理体制

③安全推進室

安全統括管理者の下で、安全に係る方針及び全般活動計画を策定します。

また定例(隔月)の飛行安全委員会及び安全マネジメント・レビューの開催の他、安全情報の収集/共有、安全に係る教育の実施等を通じて、全社的な安全活動を推進しています。

④飛行安全委員会

SMSにおいて各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の職務を補佐し、安全リスク管理の体系的な実施のために中核的な役割を果たすものです。社長を委員長として、安全統括管理者、各部門の飛行安全推進委員等で構成され、安全活動の推進状況レビューの他、安全課題に関する対策の協議や安全施策・安全投資の決定などを行なっています。

⑤各部門の飛行安全推進委員

運航事業部門および管理統括部門の各部長が務め、飛行安全委員会に参加すると共に、各職場(各部門)における安全活動を立案し、推進しています。

2.2 日常運航の支援体制

2.2.1 定期訓練及び審査の内容(航空機乗組員/整備従事者/運航管理担当者)

(1) 技量維持訓練及び審査

航空機乗組員、運航管理担当者及び整備従事者等に対して、「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領」に基づき社内規程を設定しており、定期訓練及び審査の他、危険物輸送に関する教育、航空保安教育、機外脱出・保命訓練及びCRM^{※4}訓練等を実施しました。

※4) Crew Resource Management

2.2.2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

(1) 安全指標の監視

ヒューマンエラーに係る不具合件数など、各種安全指標を定期的に監視することによって安全リスクを分析、ハザードを特定し、安全運航に影響を及ぼす事態の未然防止に努めています。

(2) 安全情報の収集/共有

日常業務の状況を的確に把握し、安全リスクを低減させるため、社内外の運航事業全般において発生する安全情報を収集/共有し、再発防止に向けた安全対策の検討を実施しています。

なお、社内で発生した HITS^{※5} 等の情報については、社内ネットワーク上の HITS 投稿システムを活用して収集し、必要に応じて対策を講じると共に、代表的な事例については、定期発行する「HITS 事例通信」により、社内での共有を図っています。

※5) Hazard Identification and Tracking System:

安全情報の収集/共有及び対策実施システム

(3) 内部監査/外部監査等

SMS の運用状況を自己評価して現状の課題を洗い出し、改善に繋げることを目的として、運航部門及び経営トップに対する毎年1回以上の内部監査を実施しています。

また、外部監査として、航空局により毎年行われる安全監査立入検査の他、2 年に 1 回の頻度で、事業場認定（航空機整備改造認定及び航空機整備検査認定）の検査を受検しています。

(4) 安全統括管理者による現場状況の把握と安全管理体制の継続的な確認

安全統括管理者をはじめとする管理職は、定期的に整備現場を訪れて状況を直接確認し、必要に応じて指導や安全資源の提供を行っています。これにより、関係法令や規程に基づいた適切な整備の実施を推進しています。



安全統括管理者による現場巡回の様子

2.2.3 安全に関する教育・啓発活動等の取組み

(1) 緊急支援体制訓練及び航空事故処理訓練

緊急事態に陥った場合等の対処を円滑に遂行するために、「航空事故処理規程」を基に、駐機場での燃料流出を模擬した燃料流出対応訓練や、航空機事故への対処を想定した航空事故処理訓練、外部からテロ等の情報がもたらされた場合の対応訓練を実施するなど、有事における対応力の向上を図ると共に更なる体制強化に向けた改善を行いました。



航空事故処理訓練の様子



燃料流出対応訓練の様子

(2) 安全意識教育等

全従業員に対して、SMS の周知及び理解促進の他、社内の安全文化の醸成を目的として、年度の初めに飛行安全に係る教育訓練の実施計画を策定し、以下のとおり実施しました。

① 飛行安全・品質月間

過去の事故等の風化防止対策として、2025 年 10 月 31 日から 11 月 30 日までの約 1 ヶ月間、「飛行安全・品質月間」を催行し、過去の事故事例と対策の風化防止教育、ヒューマンファクターズ教育、安全理念/遵守三原則の唱和、グループ会社における展示事故機の見学、安全標語の募集等の安全啓発に係る各種行事を実施し、飛行安全と品質の大切さを改めて思い起こす機会としました。

② 社長訓話

2025 年度の飛行安全・品質月間では、「飛行安全の理念」と「飛行安全遵守三原則（ルールを守る、正しく記録、出来ない時は手を挙げる）」の原点に立ち返り、飛行安全と品質の確保を最優先に各種活動を推進するよう訓話を行いました。

一人ひとりが高い安全意識と責任感を持ち、良好なコミュニケーションとコンプライアンスを基盤として、安全と確かな品質の実現について再認識しました。



社長訓話の様子



2025年度 安全標語ポスター

③ 安全統括管理者による月頭訓示とメッセージ発出

安全統括管理者と整備関係者は、月頭に航空安全、作業安全、交通安全の三つの安全祈願する安全祈願を行い、その後に安全統括管理者による安全訓示を整備従事者に対して実施しています。

また四半期に一度、運航事業部門の従業員宛てにメッセージを発出して、航空事故・インシデントの事例や航空当局からの注意喚起情報を共有し、「飛行安全の理念」及び「遵守三原則」の徹底、法令・規程類の遵守、3H(初めて・久しぶり・変更)でのリスク管理の重要性を伝え、飛行安全意識の向上を図りました。

④ コンプライアンス教育

社長から全従業員に向けて「コンプライアンス宣言」を発信し、関連法令及び社内規則、社会の倫理規範等に対するコンプライアンス遵守は最優先に認識すべきことであることを宣言している他、すべての従業員対象のコンプライアンス教育に力を入れています。

2025 年度は、全従業員を対象にディスカッション形式 及び e-Learning を活用した自習形式による年 2 回（上期/下期）の教育を実施しました。

また、併せてコンプライアンス意識調査を実施し、分析結果は次の活動へ反映する仕組みとしています。

⑤ 安全ディスカッション

社内外の安全情報を基にした安全ディスカッションを実施し、事例を深く学び、事案に至った原因や背後要因を理解し、当社に活かすべき安全施策を導出しています。

様々な安全情報をテーマに参加者に自分事で考えてもらい、意見交換を通じて安全意識を高め、より積極的に自発的な改善を行なうきっかけとなっています。

⑥ 社外安全研修

2025 年度は 32 名の社員が社外の安全研修施設に赴いて安全研修を受け、航空事故の悲惨さ、事故原因や遺族の想いに触れ、安全への誓いを新たにしました。

2.3 使用している航空機に関する情報

2025 年度における使用航空機及び飛行実績は下表のとおりです。

機種	座席	年間飛行時間	導入時期	機齢
MU-300 (JA30DA)	7	121:40	1997 年	43
BE-200T (JA8824)	6	331:10	2007 年	45
G-IV (JA002G)	10	126:40	2017 年	32



航空機には、航空法施行規則第 150 条に基づき、旅客の安全を確保するために、救急箱、航空機用救命無線機、防水携帯灯、非常信号灯等を装備しています。また、洋上飛行等の飛行区分に応じて、搭乗者全員分の救命胴衣、救命ボートを搭載しています。

3.法第 111 条の 4 の規定に基づく報告

3.1 航空事故・安全上のトラブル等の発生状況

2025 年度に航空事故及び重大インシデント、航空運送事業における安全上のトラブルはありませんでした。

種類 ※6	2023 年度	2024 年度	2025 年度
航空事故	0	0	0
重大インシデント	0	0	0
安全上のトラブル※7	0	0	0

※6) 法第 111 条の4の規定に基づく報告の種類

※7) 航空運送事業に係るもののみを記載

『航空事故』

航空機の墜落、衝突、火災及び航空機による人の死傷または物件の損壊等の事態が該当し国土交通大臣が認定します。

『重大インシデント』

航空機事故には至らなかったものの、事故が発生する可能性があったと認められるもので、滑走路からの逸脱、非常脱出、エンジンの推力損失等の事象が該当し、国土交通大臣が認定します。

『安全上のトラブル』

航空事故や重大インシデントに至らなかった事項に関する情報についても航空関係者で共有し、予防安全対策に活用していくことを目的に、新たに「その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(以下、「安全上のトラブル」と言う)を国に報告する事が義務付けられている。(航空法第 111 条の 4)

報告された情報は国土交通省航空局において統計的な分析が行われ、安全施策へ反映されます。また航空安全監視システム (ASICSS)を通じて航空安全情報を航空事業者間で共有する仕組みが設けられています。(航空法第 111 条の 5)

3.2 航空事故・安全上のトラブル等の概要及び対策

2025 年度に航空事故及び重大インシデント、航空運送事業における安全上のトラブルはありませんでした。

4.輸送の安全を確保するために講じた措置等

4.1 国から受けた行政処分又は行政指導

2025 年度に受けた行政処分及び行政指導はありません。

4.2 情報の伝達及び共有

安全情報の種類及び入手方法を社規則に定めて情報収集し、収集した情報は飛行安全委員会等の会議体を通じて情報共有するとともに、必要に応じて速やかに処置を講じています。さらに、処置行った後の残留リスクを評価し、必要に応じて対策の見直しを行っています。

2025 年度は、飛行安全委員会を通じて継続的に報告の啓発を行った他、管理職が率先して投稿を呼び掛け、運航事業部門の従業員のみならず、広くコーポレート部門の従業員からも安全情報の収集を行いました。

結果、年間目標を上回る投稿があり、この安全情報をもとにリスクに基づく安全性の向上を図ることが出来ました。

4.3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備え

航空機事故発生防止のため、飛行安全に係る教育訓練を計画的に実行しています。

また、緊急事態発生時には「航空事故処理体制_社内連絡系統図」を基に連絡し、関係者を招集して航空事故処理体制を設置し対応に当たります。これら事故発生時の対応の手順を規程に定め、定期的に訓練を行って対応力の維持強化を行っています。

災害における平時の準備及び発生時の取るべき対応について社規則に定めている他、大規模地震を想定した避難訓練を実施しています。

4.4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認

各部門に対し定期的に内部監査を行い、各規程類への適合性及び有効性を評価して不適合の発見/是正を行っています。また、組織や部門が自らの行動や業務の在り方を客観的に見直すヒントを得ることを促し、安全管理システムの改善に努めています。

4.5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理

安全情報の記録、内部監査の記録、飛行安全委員会の審議に係る議事録、教育・訓練記録等の記録について、安全管理規程に保管期限を定めて保管管理しています。

4.6 事業の実施及びその管理の改善

安全管理システムの有効性や事業リスク管理を飛行安全委員会で定期的に評価し、年度の最後に達成状況を評価して次年度の活動に反映し、継続的に改善活動を行っています。

4.7 2025 年度 安全目標の達成状況及び取組み状況

安全目標の達成状況は下表のとおり。

No	安全指標	目標	実績	評価
1	航空事故・重大インシデント発生件数	0 件	0 件	達成
2	ヒューマンエラーに起因する航空機トラブル発生件数	1 件以下	0 件	達成
3	安全情報の収集報告件数	40 件以上	48 件	達成

4.8 2026 年度 安全目標の設定

2025 年度の実績を踏まえて、下表のとおり 2026 年度の安全目標を設定しています。新たな安全目標をベースとして具体的な年間活動計画を策定し、安全の確保に向けた活動を推進してまいります。

No	安全指標	目標
1	航空事故・重大インシデント発生件数	0 件
2	ヒューマンエラーに起因する航空機トラブル発生件数	1 件以下
3	安全情報の収集報告件数	40 件以上

